

## 掛川市後援名義使用許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、掛川市後援名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援の定義)

第2条 この要綱において、後援とは、主催者の行う事業の趣旨に賛同し、後援名義の使用を許可することをいう。

(対象となる主催者)

第3条 後援名義使用許可の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校等の教育機関又はこれらの連合体
- (3) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (4) 新聞、ラジオ、テレビその他報道機関、学術研究機関等で公益性の高いもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益的性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると認められるもの

(対象となる事業)

第4条 後援名義使用許可の対象となる事業は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 市民生活の向上に寄与すると認められるもの
- (2) 私的な利益を目的とせず、営利又は商業宣伝活動ではないこと。
- (3) 広く一般市民を対象とし、市内で開催されるものであること。ただし、市民の幅広い参加が期待でき、又は本市を広く知らしめることが期待できる場合はこの限りでない。
- (4) 宗教的又は政治的色彩を有していないこと。
- (5) 市の施策に係る方針に反するものでないこと。

(使用許可の申請)

第5条 使用許可を受けようとするものは、あらかじめ掛川市後援名義使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業の内容を審査するため、前項の申請書のほか必要な資料の提出を求めることができる。

(許可又は不許可の通知)

第6条 市長は、後援を許可した場合には、掛川市後援許可通知書(様式第2号)を、許可しなかった場合には、掛川市後援不許可通知書(様式第3号)を当該主催者に交付するものとする。

(許可の取消し)

第7条 市長は、後援名義の使用許可を受けた者が、第4条の各号に掲げた条件のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

(報告)

第8条 後援名義の使用許可を受けた主催者は、事業の終了日から30日以内に掛川市後援名義使用事業実施報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。